

# Burgherrschaft der Grafen von Falkenstein Bayerns im Hochmittelalter(Einleitung)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/36779">http://hdl.handle.net/2297/36779</a>

# 中世盛期バイエルンの貴族 ファルケンシュタイン伯の城塞支配権序説

櫻井利夫

## 目次

- I. はじめに
- II. ファルケンシュタイン証書集
- III. ファルケンシュタイン伯の系譜
- IV. むすび

## I. はじめに

筆者はすでに中世盛期のライン河中流域の諸城塞<sup>(1)</sup>、北ドイツのヴェルフェン家の支配領域の諸城塞を始めとして<sup>(2)</sup>、さらに一般的に中世盛期の帝国全体の城塞についても<sup>(3)</sup>、城塞の周囲に形成された支配権を城塞支配権 *Burgherrschaft*、換言すればフランス型のシャテルニー *châtellenie*（「城主支配領域」、「城主支配圏」、「城主領」等と訳される）として把握することができることを主張した。同時に、このように把握することによって、ヴィリカツィオン制（11世紀まで）→城塞支配権（城塞区制）（12世紀から13世紀中葉まで）→ランデスヘルシャフトのアムト制（13世紀中葉以後）→近現代国家のクライス制という発展系列を展望することができることも指摘した<sup>(4)</sup>。したがって、城塞支配権、つまり貴族たる城主が城塞を中核としつつその周囲に集積した支配権は、ドイツ中世封建社会の展開に寄与した無視すべからざる起動力の一つと評価することができるのである。正に歴史における城塞支配権のこのような起動力としての意義と役割を明らかにすることにこそ、研究の目的があると言っても過言ではない。ただし、上記の拙論は中世ドイツの可能な限り

多くの城塞について、その周囲に形成された支配権を城塞支配権（シャテルニー）として把握しうることを考察の目的としたという事情のために、城塞支配権の存在を突き止めることに主眼が置かれ、城塞支配権の具体的な様相あるいは内部構造それ自体に論及することはほとんどなかった。ただし、専ら城塞守備勤務を果たす家臣 Burgmann（城塞守備封臣、城臣）とその日常的な支配に係わる行動については、すでに考察が行われている<sup>(5)</sup>。かくして本小稿は、中世盛期のドイツ南東部、オーバーバイエルン Oberbayern の貴族ファルケンシュタイン伯 Graf von Falkenstein が所有する城塞を例に取り上げ、その周囲に形成された支配権を城塞支配権として把握しうることを明らかにすると同時に、この城塞支配権の内部構造をも究明するよう試みるための予備的研究を行うものである。「序説」と題した所以である。

次に、ファルケンシュタイン伯の城塞を考察の対象とする理由について一言述べておきたい。ファルケンシュタイン伯は12世紀後半期ジボトー4世 Siboto IV. の時代に、„Codex Falkensteinensis”『ファルケンシュタイン証書集』（以下必要に応じて『CF 証書集』と略記）として知られている写本を作成したが、この証書集は中世盛期の俗人貴族が作成しかつ唯一現在まで伝承された世俗グルントヘルシャフト（荘園領主権）Grundherrschaftの徴税台帳 Urbar や譲渡帳簿 Traditionsbuch を含んでおり、そのために俗人貴族の歴史と財産についての最も重要な史料なのである<sup>(6)</sup>。これについて、P・フリート Fried もまた「ヴィッテルスバッハ Wittelsbach 家の発祥地の南東に隣接するファルケンシュタイン伯のイン河 Inn とマングファル川 Mangfall の間の支配領域は、特に研究に適している。なぜなら、1180年頃の時代の有名なファルケンシュタイン証書集がその内部組織について初期のかつ完全な洞察を与えてくれるからである」と述べて、『CF 証書集』の史料としての重要な意義を強調している<sup>(7)</sup>。さらに M・シュピンドラー Spindler は、この証書集は「世俗グルントヘルシャフトのかくも早い時期の唯一の我々に伝えられた徴税台帳であり、当時のドイツの高級貴族の有力な家系の財産状態についての詳細な情報を与えるために、計

り知れない価値をもつ経済史、法制史とシュテンデの歴史の史料である」と述べている<sup>(8)</sup>。しかも我々の観点から見て特筆するほどに重要なことは、この唯一伝承された世俗グルントヘルシャフトの証書集において、グルントヘルたるファルケンシュタイン伯の権利権益は、この伯が所有する4つの城塞の各々に付属する財産複合体として把握され、こうしてこの4つの各城塞を基準として伯の権利権益の記述が行われていることである<sup>(9)</sup>。したがって、『CF証書集』は世俗グルントヘル城塞支配権の具体的な在り様を追究するには、この上もなく適切なまた不可欠な史料であるといわなければならない。また別の視角から言えば、世俗グルントヘル城塞支配権を考察するには、この『CF証書集』は避けて通ることができない史料なのである。これらの事情が、ファルケンシュタイン伯城塞を考察の対象として取り上げる理由である。なお、中世盛期の社会は強度に貴族とその社会形式によって形作られていたにもかかわらず、この時代の貴族グルントヘルシャフトの構造に関する研究成果は少ないと言わざるをえない<sup>(10)</sup>。貴族グルントヘルシャフトの高い意義と、これについての極めて乏しい知識水準との間のこの驚くべき食い違いの原因の一つは、貴族グルントヘルシャフトに関する史料の伝承が極めて少ないという上記の史料状況にある。

このように『CF証書集』は貴族グルントヘルシャフトに関する中世盛期の唯一の史料であるために、古くから考察の対象に取り上げられてきた。管見の範囲では、例えば、19世紀に歴史家K・H・R・フォン・ラング von Langの研究<sup>(11)</sup>、法制史家H・G・ゲングラーGenglerの研究<sup>(12)</sup>、歴史家H・ペッツ Petzの研究<sup>(13)</sup>、教育家M・A・ベッカーBeckerの地方史研究<sup>(14)</sup>、20世紀には、経済史家K・ラムプRampの研究<sup>(15)</sup>、同じく経済史家G・ウムラウフUmlaufの研究<sup>(16)</sup>、歴史家G・ディーポルダーDiepolderの研究<sup>(17)</sup>、歴史家F・アンドレラング Andrelangの研究<sup>(18)</sup>、同じく歴史家P・フリートFriedによるバイエルン城塞政策に関する研究<sup>(19)</sup>、古文書学者・歴史家E・ノイヒルNoichlによる文献学的な研究<sup>(20)</sup>、アメリカの歴史家J・B・フリードFreedによる系譜学

的な研究<sup>(21)</sup>、経済史家 W・レーゼナー Rösener の研究<sup>(22)</sup>、歴史家 R・ツェーエトマイヤー Zehetmayer の古文書学的な研究<sup>(23)</sup> 等である。日本では、『CF 証書集』を考察の対象とした研究を、筆者は寡聞にして知らない。

このように 19 世紀以来の研究史をごく簡単に瞥見しただけでも、『CF 証書集』は一般史、法制史、地方史、経済史、古文書学、系譜学、社会史等様々な観点に基づく研究関心を喚起するとともに、それ相応の研究成果を蓄積する刺激を研究者に与えてきた。また実際に、『CF 証書集』には、簡単に一瞥しただけでも、ファルケンシュタイン家系の世襲財産（ハントゲマール hantgemal）についての記述、受動的レーエンと能動的レーエンとの目録、系譜に関する記述、また特に膨大な徴税台帳、最後にこの家系の旧来の譲渡証書その他が含まれており、このような事情が種々の研究関心を喚起してきた。特に徴税台帳は経済史研究の「豊かな宝庫」<sup>(24)</sup>、ないし「特別の僥倖」と呼ばれ<sup>(25)</sup>、上記の K・ラムプの博士論文（ミュンヘン大学）と G・ウムラウフの博士論文（ヴィーン大学、未公開）はこの徴税台帳に関して経済史の立場から最も詳細に行われた研究の成果である。それほど詳細な考察を加えた研究でなくとも、ファルケンシュタイン伯の所領についての簡単な言及ならば、経済史のその他の文献においても散見される。例えば、K・Th・フォン・イナマ＝シュテルネック von Inama-Sternegg の著書『ドイツ経済史』である<sup>(26)</sup>。

次に、冒頭で述べたように、問題は、以上に挙げた文献のなかで、ファルケンシュタイン伯の城塞支配権の具体的な様相や内部構造が検討の対象とされているかどうかである。この点について、上記の研究のうち F・アンドレラング<sup>(27)</sup>、P・フリート<sup>(28)</sup>、E・ノイヒル<sup>(29)</sup>、J・B・フリート<sup>(30)</sup>、W・レーゼナー<sup>(31)</sup> のみはファルケンシュタイン伯の城塞支配権という視角を打ち出しているが、この視角に基づいて城塞支配権の具体的な様相または内部構造を検討対象とするには至っていない。しかし他方で、W・レーゼナーの研究は「ファルケンシュタインの台帳に基づいて、12 世紀後半期の貴族グルントヘルシャフトの構造を分析する」という問題設定の下で、「所領組織、行政構造、フローンホーフ

制の普及、荘園領主の自家経営の規模、中世盛期の転換の過程」を考察の中心に据えるのみならず、この考察を「様々な支配権的諸権利の統一的基礎に基づき相対的に纏まりをもった12世紀の貴族支配権の枠内で」行っている<sup>(32)</sup>。そのために、レーゼナーの研究はファルケンシュタイン伯のグルントヘルシャフトの構造分析の域を突破し、ファルケンシュタイン伯の支配権を、城塞を支配と行政の中核とすると同時にグルントヘルシャフト、裁判支配権、体僕支配権等の支配権的諸権利からなる城塞支配権として把握する視座を提供する<sup>(33)</sup>。したがって、レーゼナーの研究は、極めて示唆的な研究と評価される。なお付随的に、上記の研究のうち、G・ディーポルダー、P・フリートとW・レーゼナーはファルケンシュタイン伯以外の貴族の城塞についても、城塞支配権の存在を語っている<sup>(34)</sup>。このことは、地域的なまた時期的な偏差はあれ中世の帝国に城塞支配権が偏在したという筆者の従来の主張とも相即的な関係にあるものといわなければならない。前置きが長くなったが、次節で早速本題に入ることにはしたい。

- (1) 拙稿「ドイツ封建社会における城塞とシャテルニー——中部ライン領域を例として——」、小山貞夫先生古稀記念論集編集委員会編『西洋法制史学の現在 小山貞夫先生古稀記念論集』、2006年、所収、133-305頁、拙稿「ドイツ封建社会における城塞とシャテルニー——中部ライン領域・マンダーシャイトの二つの城塞とケルペン城塞の例——」、『金沢法学』、34巻2号、2007年、81-113頁、拙著『ドイツ封建社会の構造』、2008年。
- (2) 拙稿「一三世紀ヴェルフェン家の城塞支配権とアムト制」、『金沢法学』、55巻2号（梅田康夫教授、中山博善教授、井上英夫教授、鹿島正裕教授退職記念号）、2013年、65-119頁。
- (3) 拙稿「神聖ローマ帝国におけるシャテルニー——城塞の「付属物」の視点から——」、『金沢法学』、53巻2号、2011年、43-98頁。

- (4) 上掲拙稿「一三世紀ヴェルフエン家の城塞支配権とアムト制」、116頁。
- (5) 拙稿「一四世紀前半期トリール大司教バルドゥインの治世における城塞とランデスヘルシャフト——城塞レーエン政策の視角から——」、『金沢法学』、33巻1・2合併号、1991年、後に拙著『中世ドイツの領邦国家と城塞』、2000年、第一章として収録、12-34頁、拙稿「トリール大司教バルドゥインの城塞政策と領邦国家——レーエン制の視角から——」、『金沢法学』、34巻2号、後に上掲拙著『中世ドイツの領邦国家と城塞』、第二章として収録、50-88頁を参照。
- (6) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis. Die Rechtsaufzeichnungen der Grafen von Falkenstein (= Quellen und Erläuterungen zur bayerischen Geschichte, hrsg. von der Kommission für Landesgeschichte bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Neue Folge/Band XXIX), 1978, S.63\* ; W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft des Adels im Hochmittelalter, in : W. Rösener (Hrsg.), Grundherrschaft und bäuerliche Gesellschaft im Hochmittelalter (Veröffentlichungen des Max-Planck Instituts für Geschichte ; 115), 1995, S.117f. ; Ders., Codex Falkensteinensis. Zur Erinnerungskultur eines Adelsgeschlechts im Hochmittelalter, in : W. Rösener (Hrsg.), Adelige und bürgerliche Erinnerungskulturen des Spätmittelalters und der frühen Neuzeit, 2000, S.37f.
- (7) P. Fried, Hochadelige und landesherrlich-wittelbachische Burgenpolitik im hoch-und spätmittelaltelichen Bayern, in : Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts-und verfassungsgeschichtliche Bedeutung II (Vorträge und Forschungen, hrsg. vom Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte, hrsg. von H.Patze, Bd.19 Teil II), 1976, S.344. ただし、『CF証書集』の成立年代については、次節を参照。
- (8) M. Spindler, Die Anfänge des bayerischen Landesfürstentums (Schriftenreihe zur bayerischen Landesgeschichte, Bd.26), Neudruck der Ausgabe 1937, 1973,

S.36Anm2.

- (9) H. G. Gengler, Ein Blick auf das Rechtsleben Bayerns unter Herzog Otto I . von Wittelsbach [um 1117- 1183], 1880, S.3 ; H. Petz, H. Grauert und J. Mayerhofer (Hrsg.), Drei bayerische Traditionsbücher aus dem XII. Jahrhundert : Festschrift zum 700 jährigen Jubiläum der Wittelsbacher Thronbesteigung, 1880, S. XI - XII ; G. Umlauf, Grund und Boden im Codex Falkensteinensis. Besitz, Besitzrechte und Wirtschaftsführung, Diss. Masch. Wien 1955, S.40ff. ; F. Andre-lang (Bearb.), Landgericht Aibling und Reichsgrafschaft Hohenwaldeck (Historischer Atlas von Bayern/ herausgegeben von der Kommission für Bayerische Landesgeschichte bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften T. Altbayern, Heft 17), 1967, S.170; E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.30\*f., S.64\*ff.; W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.120f.; Ders., Codex Falkensteinensis, S.45ff. ; Ders., Adel und Burg im Mittelalter. Fragen zum Verhältnis von Adel und Burg aus kulturhistorischer Sicht, in : Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins, 150. Band (Der neuen Folge 111. Band), hrsg. von Kommission für geschichtliche Landeskunde in BadenWürttemberg, 2002, S.107f.
- (10) W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.116. この状況を W・レーゼナーは経済史研究の立場から次のように切実な問題として総括している。すなわち「中世グルントヘルシャフトに関する研究分野において、貴族のグルントヘルシャフトの構造と発展に関する研究は、他の何にも優る課題領域に属する。我々は貴族のグルントヘルシャフトに関して、国王・教会・修道院のグルントヘルシャフトに関して知るよりもはるかに少ない。しばしば嘆かれまた多くのところで該当もする貴族のグルントヘルシャフトについての適切な史料の素材の不足は、既存の証書、徴税台帳、計算書や地代帳をより慎重に検討し利用することを妨げてはならないであろう」と (W. Rösener, Grundherrschaften

- des Hochadels in Südwestdeutschland im Spätmittelalter, in : Die Grundherrschaft im späten Mittelalter II, hrsg. von H. Patze (Vorträge und Forschungen/Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte ; Bd.27),1983, S.87)。
- (11) K. H. R. von Lang, Bayerns alte Grafschaften und Gebiete als Fortsetzung von Bayerns Gauen, urkundlich und geschichtlich nachgewiesen,1831, S.46-57.
  - (12) H. G. Gengler, Ein Blick auf das Rechtsleben Bayerns unter Herzog Otto I . von Wittelsbach [um 1117- 1183], 1880, S.2-21.
  - (13) H. Petz, H. Grauert und J. Mayerhofer (Hrsg.), Drei bayerische Traditionsbücher, S. XI - XXIX.
  - (14) M. A. Becker(Hrsg.), Hernstein in Niederösterreich. Sein Gut und das Land im weiteren Umkreise, II. Band. 2. Hälfte : Geschichte von Hernstein in Niederösterreich und der damit vereinigten Güter Starhemberg und Emmerberg. Bearb. von Josef von Zahn, 1889, S.26-40, 150-161.
  - (15) K. Ramp, Studien zur Grundherrschaft Neuburg-Falkenstein auf Grund des „Codex diplomaticus Falkensteinensis“, Diss. München 1925.
  - (16) 上掲註(9)のG・ウムラウフの論文を参照。
  - (17) G.Diepolder, Oberbayerische und Niederbayerische Adelherrschaften im wittelsbachischen Territorialstaat des 13.-15. Jahrhunderts. Ansätze zum Vergleich der historischen Struktur von Ober-und Niederbayern, in : Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte, Bd.25,1962, S.37ff., 42ff.
  - (18) F. Andrelang(Bearb.), Landgericht Aibling, S.56ff., 61ff.,165-182.
  - (19) P. Fried, Hochadelige und landesherrlich-wittelsbachische Burgenpolitik,S.344f.
  - (20) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.11\*-88\*. この研究は、ノイヒル自身が作成した『CF 証書集』のテキストの印刷部分に先立つ「導入部 Einleitung」で行われている。
  - (21) J. B. Freed, The Counts of Falkenstein : Noble Self-Consciousness in Twelfth-

Century Germany, 1984.

- (22) W.Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.117-161; Ders., Codex Falkensteinensis, S.35-55. ただし、後者の論文はファルケンシュタイン伯のグルントヘルシャフトに関する研究を目的とするものではなく、この伯家系の貴族の「記憶の構造」の解明を目的とするものである。Ders., Codex Falkensteinensis, S.37 を参照。
- (23) R. Zehetmayer, Urkunde und Adel. Ein Beitrag zur Geschichte der Schriftlichkeit im Südosten des Reiches vom 11. bis zum frühen 14. Jahrhundert (Veröffentlichungen des Instituts für Österreichische Geschichte, Bd.53), Habilitationsschrift Wien 2009, 2010, S.13, 26-39, 43, 46, 56f., 111, 291.
- (24) K. Ramp, Studien zur Grundherrschaft, S.3.
- (25) W.Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft des Adels, S.117.
- (26) K. Th. von Inama-Sternegg, Deutsche Wirtschaftsgeschichte des 10. bis 12. Jahrhunderts, 1891, S.483f.
- (27) F. Andrelang (Bearb.), Landgericht Aibling, S.61f., 172.
- (28) P. Fried, Hochadelige und landesherrlich-wittelbachische Burgenpolitik, S.344f.
- (29) Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.65\*, 75\*f.
- (30) J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.8, 11, 43, 55, 61.
- (31) W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.156ff., 159f. ; Ders., Codex Falkensteinensis, S. 50ff.,
- (32) W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.122.
- (33) W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.121, 123, 126, 132f., 137, 159f.
- (34) G. Diepolder, Oberbayerische und Niederbayerische Adelsherrschaften, S.39, 42ff. ; P. Fried, Hochadelige und landesherrlich-wittelbachische Burgenpolitik, S.344 ; W. Rösener, Grundherrschaften des Hochadels in Südwestdeutschland, S.163 ; Ders., Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.157, 160 ; Ders., Adel und Burg im Mittelalter, 94f., 97f.

## II. ファルケンシュタイン証書集

## (1) 写本の成立時期、作成の目的、伝承史

現在ミュンヘンのバイエルン州立中央文書館 Bayerisches Hauptstaatsarchiv München に所蔵され『ファルケンシュタイン証書集』として知られているラテン語写本は、上述のように、俗人貴族の唯一伝承された譲渡帳簿を含み、同時に荘園領主、ファルケンシュタイン伯の歴史と財産についての最も重要な史料である<sup>(1)</sup>。なおこの伯はそれぞれ所領複合体の中核をなすノイブルク Neuburg、ファルケンシュタイン Falkenstein、ハルトマンズベルク Hartmannsberg、ヘルンシュタイン Hernstein の4つの城塞を所有したために、フォン・ノイブルク、フォン・ファルケンシュタイン、フォン・ハルトマンズベルク、フォン・ヘルンシュタイン<sup>(2)</sup>、あるいはフォン・ノイブルク＝ファルケンシュタイン等<sup>(3)</sup>と、その都度異なった姓を使用し、姓が一定していない。ただし、後述するように、12世紀初期にファルケンシュタイン家系の男性相続人とノイブルク家系の女性相続人が結婚し、この結婚から生まれたジボトー4世が『CF証書集』を作成する機縁を与えた。そのためと推測されるが、『CF証書集』の最新版の編集者E・ノイヒルは「導入部 Einleitung」において、またこの『証書集』の個々の証書 (Texte) に付された表題のなかで伯の姓を補充する必要がある際に、一貫して両家系の姓を連結したフォン・ノイブルク＝ファルケンシュタイン von Neuburg-Falkenstein の姓を与えている<sup>(4)</sup>。本稿でも必要に応じて、この伯をフォン・ノイブルク＝ファルケンシュタイン、またはフォン・ノイブルク、フォン・ファルケンシュタイン、フォン・ヘルンシュタイン等の姓で呼ぶことにしたい。

『CF証書集』写本の成立と伝承に関して、伯ジボトー4世が1158年以後フォークト Vogt 職を務めたオーバーバイエルンのヘレンキームゼー修道院 Stift Herrenchiemsee で成立した<sup>(5)</sup>。つまり、同じく12世紀に、『CF証書集』に先行して、ヘレンキームゼー修道院の聖堂参事会は当修道院の寄進帳『ヘレ

ンキームゼー修道院の譲渡帳」„Codex Traditionum Chiemseensium“を作成しており<sup>(6)</sup>、再び12世紀後半期に修道院のフォクトたる高級貴族、伯ジボトー4世のために『CF証書集』を創り出したのである<sup>(7)</sup>。ファルケンシュタイン伯の家系はこの伯ジボトーの孫の世代、つまり13世紀の中葉後に、ランデスヘルとして強力に台頭しつつあったバイエルン大公ヴィッテルスバッハ家との対決に破れて没落するが<sup>(8)</sup>、その時までおよそ一世紀間、『CF証書集』はそのままヘレンキームゼー修道院に保管されていたと推定されている<sup>(9)</sup>。

写本の具体的な成立時期について、E・ノイヒルは「高度の蓋然性をもって、当時ほぼ40歳の伯が皇帝フリードリッヒ1世 Friedrich I. の第4回イタリア遠征との関連でイニシアティブを取った1166年夏」と推定する。なぜこの時期に写本が作成されるべき必要があったのかについて、E・ノイヒルは「筆跡 Feder 1 により一気に書かれた記載の大部分、すなわち後見人の指定、ハントゲマールの記事、受動的レーエンの目録と徴税台帳」から「作成の本来の主な目的もまた、最も明確に明らかになる。この写本は、伯ジボトー4世の場合によってはありうる死亡の後に、任命された後見人が現有の全財産をその未だ未成年の息子たちのためにそのまま受け取るのに役立つよう意図された」と述べる<sup>(10)</sup>。これを敷衍すれば、伯ジボトーは皇帝の軍隊に参加することを望んだが、遠征の結末は不確実であり帰還しうる保障はない故に、自身の貴族家系の基礎を守るために、城塞、支配権的諸権利と土地所領を遺言書に基づいて処分するよう促した。この写本は後見人の指定と並んで、特にレーエンの目録と徴税台帳を含んでいることから、全体として作成の主な目的が明確に明らかになる。すなわち、『CF証書集』の作成は、子供たちの後見人をして、イタリア遠征の途中で父親の方が一の死亡の後にヘルシャフト・ファルケンシュタインの財産の保全を可能なものとするを目的としていたのである<sup>(11)</sup>。『CF証書集』の最新版の編集者ノイヒルの1166年夏成立とする見解は詳細な研究に基づいており、説得的なものと評価される。J・B・フリード<sup>(12)</sup>とW・レーゼナーの最近の研究もまたこのノイヒルの見解を踏襲している<sup>(13)</sup>。我々

も 1166 年夏の成立説を前提として議論を進めていくことにしたい。

『CF 証書集』はその後も、絶えず変わる書き手によって書き続けられてゆき、これらの書き手もまた徴税台帳に一連の補足と修正を施した<sup>(14)</sup>。最も新しい記事は 1196 年頃のものである。したがって、ジボトー 4 世により作成の機縁を与えられた写本は、彼自身の統治期間を通じてほぼ 30 年間使われ続けたことになる。なおジボトー 4 世の死亡は 1200 年頃である<sup>(15)</sup>。ただし、このラテン語写本は、その後恐らく、現在行方不明となっているドイツ語写本にとって代わられた<sup>(16)</sup>。つまり、最初のラテン語写本『CF 証書集』はドイツ語に翻訳され、このドイツ語写本は少なくとも 1231 年まで書き続けられていった<sup>(17)</sup>。ドイツ語写本の作成時期は、かなりの確実性をもって 1190 年代の後半期に想定されている<sup>(18)</sup>。

その後の伝承史について、ラテン語写本とドイツ語写本の両証書集は 16 世紀初めに、ノイブルク＝ファルケンシュタイン伯のオーバーバイエルンの家修道院たるヴァイアルン Weyarn 修道院に保管されていたことが証明されている<sup>(19)</sup>。この保管を示す三つの事実が挙げられる。一つには、当時の修道院長ゲオルク・ロートシュミット Georg Rotschmidt が 1514 年に著したドイツ語の修道院年代記のなかで、史料として、いささか不明確に「ジボトーの *Salbuch* [土地台帳]」と記載していること、二つには、1518 年 7 月 6 日にヴァイアルン修道院を訪れた人文主義者アヴェンティン Aventin は、ファルケンシュタイン伯のラテン語写本とドイツ語写本の両証書集が当修道院に存在すると語っていること<sup>(20)</sup>。最後に、ヴィグロイス・フント Wiguläus Hund もまたラテン語写本と並ぶドイツ語写本の存在を知っていたことである<sup>(21)</sup>。つまり、フントは 1582 年に公刊した著書『ザルツブルク大司教教会』„*Metropolis Salisburgensis*“のなかで、ラテン語写本とドイツ語写本の双方が存在すること、他方で彼はその後、1585/86 年の著書『バイエルン人の系図』„*Bayerisches Stammenbuch*“のなかで、両写本はなおヴァイアルン修道院に存在することを書き留めているのである。

ところが、その後 17 世紀末期にドイツ語写本は忽然と姿を消し行方不明のまま現在に至っている<sup>(22)</sup>。ドイツ語写本のこのような運命は、明らかに、以下の事情に起因する。つまり、上述のように、ファルケンシュタイン伯の家系は 13 世紀後半期に没落し、その支配権はバイエルン大公ヴィッテルスバッハ家の勢力伸張の犠牲となったために、『CF 証書集』は早くにその法的意義を喪失したという事情である<sup>(23)</sup>。他方で、ラテン語写本はその後もヴァイアールン修道院に保管されていたことが 1724、同 27、同 65/66 年について確認されており、結局 1803 年教会諸侯領の還俗の時まで当修道院に留まった<sup>(24)</sup>。

ドイツ語写本の痕跡は完全に消滅したのであるが、しかしなおさやかな幸運というべきか、アヴェンティンとフントが 16 世紀に各自の著書にドイツ語写本の抜粋を収録して伝承しており、ドイツ語写本に関する知識は限定的ではあるが、現在我々から完全に失われたわけではない<sup>(25)</sup>。『CF 証書集』のラテン語写本の優れた編集に基づいて、1978 年これを公刊した E・ソイヒルは、この編集本の至るところで、各証書に先立つ「Vorbemerkung 序文」のなかで、アヴェンティンとフントが伝承したドイツ語写本の文言を記述しており、このドイツ語の文言はこれに対応するラテン語の証書を理解するうえで極めて有益な助けとなるといえよう。写本の伝承史に比較的詳しく論及した理由の一つは、正にこの点を明確にするためである。

次に、『CF 証書集』の印刷本について。16 世紀と 17 世紀にすでにその一部の印刷本が公刊されている。最も古い印刷本として、フントは 1585 年その著作『バイエルン人の系図』において、徴税台帳のなかから 5 行とごく一部のみ<sup>(26)</sup>とレーエン目録の詳細なドイツ語訳<sup>(27)</sup>を提供する。その後 1620 年にクリストフ・ゲヴォルト Christoph Gewold は、上記のフントの著作『ザルツブルク大司教教会』への増補版においてレーエン目録の印刷を行っている<sup>(28)</sup>。その後 18 世紀に入り、『CF 証書集』の全体の印刷本が作成されるようになった。1766 年に『CF 証書集』は『バイエルン史料集成』„Monumenta Boica“の第 7 巻のなかで『ヴァイアールン修道院史料集成』„Monumenta Weyariensia“の表題

を付して公刊された<sup>(29)</sup>。しかし、この刊本には、特に地名と人名の読み間違いと不正確な点が多数含まれているために、1880年ヴィッテルスバッハ家の大公即位700年記念祭の折に、H・ペッツによって新たに編集し直され、極めて厳密な刊本が作成された<sup>(30)</sup>。ところが、この刊本は、これに付けられた編集者による「導入部 Einleitung」が写本自体に関して全く概括的に論じるに留まり、「譲渡証書 Traditionen」を年代順に配列することを怠っている等の欠陥をもつ<sup>(31)</sup>。また同じく1880年の記念祭の機会に、H・G・ゲングラーは『CF証書集』の完全な刊本を作成したのではないが、この証書集を法制史研究の基礎として選び、またこの脈絡で典拠としてこの証書集の一連の記載を、完全な形でまたは抜粋の形で印刷した<sup>(32)</sup>。さらに、『CF証書集』のニーダーオーストリアの支配権（ヘルンシュタイン城塞を中核とする支配権）に関する部分、財産目録と譲渡証書は、ニーダーオーストリアのヘルシャフト・ヘルンシュタインについてのM・A・ベッカーの著書において再版された<sup>(33)</sup>。

最後に、最新の優れた模範的な印刷本は、上記のように、1978年にE・ノイヒルが編集した刊本である<sup>(34)</sup>。ノイヒルは上述した『CF証書集』への長大な「導入部 Einleitung」において、『CF証書集』の写本の伝承史、行方不明のドイツ語写本、細密画、記述法、日付決定、書き手、徴税台帳の概観、レーエン目録、ファルケンシュタイン伯の系譜の問題を論じると同時に、自身の編集本とその他3つの本、つまりラテン語写本（フォリオ folio 版）、上述した『バイエルン史料集成』に収録された活字本、同じく上述したペッツの編集による活字本との対照表までも掲載している<sup>(35)</sup>。のみならず、ノイヒルは合計172通の証書の各々に簡単な概略 Regest に加えるると同時に、「序文 Vorbemerkung」を付し、その中で従来の『バイエルン史料集成』とペッツの編集による活字本のそれぞれにおける印刷箇所、その他の文献における言及箇所、当該証書の書き手の問題、日付決定の方法や根拠、収録されている証書相互間の関連、記載されている人物や地名の説明、地名については現在の地名との比定の問題について精細な説明を行うと同時に、当該の証書に対応するアヴェンティンのドイ

ツ語写本やフント＝ゲヴォルトのドイツ語写本が存在する場合には、これをも記載している<sup>(36)</sup>。

## (2) 内容

すでに簡単に指摘したように、『CF 証書集』は多様かつ多面的な内容を有し<sup>(37)</sup>、また「家系と家族の記録集の性格」をもつ証書集である<sup>(38)</sup>。そこに収録されている証書の内容を改めてより詳細に概観すると、次の通りである。『CF 証書集』の作成者たる伯ジボトー4世の未成年の息子のための後見人の指定<sup>(39)</sup>、伯ジボトー4世の受動的レーエンの目録（主君の一覧表）<sup>(40)</sup>、所謂世襲財産（ハントゲマル）の記述<sup>(41)</sup>、徴税台帳<sup>(42)</sup>、譲渡証書（売買、質入、質の請戻、所領の交換等に関する証書）<sup>(43)</sup>、ジボトー4世が二人の息子に分配する家臣のリスト<sup>(44)</sup>、ヘレンキームゼー修道院領におけるフォークタイ収益の一覧<sup>(45)</sup>、ザルトブルク教会領におけるフォークタイ収益の一覧<sup>(46)</sup>、ジボトー4世と二人の息子との間で行われる所領分割<sup>(47)</sup>、ノイブルク城塞に属する城塞守備レーエンとその所有者の一覧<sup>(48)</sup>。その他1133年の日食と皇帝コンラート3世 Konrad III. による十字軍の記事<sup>(49)</sup>、所有する貴金属と貨幣のリスト<sup>(50)</sup>、ジボトー4世が行った二件の殺人とこれについての教会規定贖罪の記事<sup>(51)</sup>、三つの城塞ノイブルク、ファルケンシュタイン、ハルトマンズベルクの城塞礼拝堂の保護聖人の祝日、寄付等に関する記録<sup>(52)</sup>、ある主任司祭が納める貢租についてのドイツ語のヴァイストゥーム Weistum（法判告）とラテン語の記事<sup>(53)</sup>、ハルトマンズベルクの城塞礼拝堂とノイブルクの城塞礼拝堂との献堂式<sup>(54)</sup>、ノイブルク、ファルケンシュタイン、ハルトマンズベルク、ヘルンシュタインの各城塞に所蔵される貴重品と武器の一覧<sup>(55)</sup>、ある敵を除くよう家人の一人に依頼した文書<sup>(56)</sup>、ドイツ語で書かれた薬の処方箋<sup>(57)</sup>、家系の系譜の簡単な記述と日食への再度の言及である<sup>(58)</sup>。

これらの事項のなかで、城塞支配権の観点から著しく注目されるべきことは、上述のように、徴税台帳がファルケンシュタイン伯の4つの自由所有城

塞、つまりノイブルク、ファルケンシュタイン、ハルトマンズベルク、ヘルンシュタインを基準として記述されていることである<sup>(59)</sup>。換言すれば、この4つの自由所有城塞が伯の比較的大きな所領複合体の中心を構成し、また伯の収益はこれら4つの自由所有城塞の各々を中心とする城塞 Amt (officium) の付属物として記述されているのである<sup>(60)</sup>。しかもこのことを視覚的にも明示するために、ノイブルク、ファルケンシュタイン、ハルトマンズベルク、ヘルンシュタインの各 Amt の節の先頭に、赤と茶色で描かれた各城塞の細密画までもが描かれている<sup>(61)</sup>。『CF 証書集』における徴税台帳の記述並びに細密画の順番は、ノイブルク<sup>(62)</sup>、ファルケンシュタイン<sup>(63)</sup>、ハルトマンズベルク<sup>(64)</sup>、最後にヘルンシュタイン<sup>(65)</sup>である。なおこの徴税台帳はファルケンシュタイン伯の支配権の基礎をなす重要なものであるためと推測されるが、『CF 証書集』全体のほぼ三分の一の分量を占める<sup>(66)</sup>。

- (1) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.11\*.
- (2) J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.52f.
- (3) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.2.
- (4) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Einleitung, S.11\*, 17\*, 79\*. Texte の部分では、例えば E.Noichl(Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.1,2,102,103, 105,107,108,111,114-135 usw.
- (5) E. Noichl(Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.40\*. フォークトとは、元来、世俗的事項に関して教会・修道院の利益を外部に対して、特に裁判所において代表することを任務とする教会・修道院の俗人役人である。ザルツブルク大司教エーベルハルト1世 Eberhard I. は、修道院長ウルリッヒ Ulrich 配下のヘルンキームゼー修道院の空席になったフォークト職を、修道院長の要請によりノイブルク＝ファルケンシュタイン伯ジボトー4世に譲与した。Salzburger Urkundenbuch, Bd. II : Urkunden von 790-1119, gesammelt und bearbeitet von W. Hauthaler und F. Martin, 1916,

Nr.333 S.462ff.

- (6) Monumenta Boica 2, S. 279-371.
- (7) E.Noichl(Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.40\* ; W.Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.118 ; Ders., Codex Falkensteinensis, S.38.
- (8) F. Andrelang(Bearb.), Landgericht Aibling, S.61f. ; E. Noichl(Bearb.),Codex Falkensteinensis,S.79\*ff.,144\*ff. ; W.Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.118.
- (9) E.Noichl(Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.40\*.
- (10) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.42\*. 後見人の指定、受動的レーエンの目録、ハントゲマールの記事、土地台帳の各々について、Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.1, 2, 3, 5-102 を参照。
- (11) W. Rösener, Codex Falkensteinensis, S.35.
- (12) J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.11 und ebenda Anm.40.
- (13) W.Rösener,Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.118 ; Ders.,Codex Falkensteinensis, S.38.
- (14) E. Noichl (Bearb.),Codex Falkensteinensis, S.43\*. E・ノイヒルは書き手(筆跡)として、しばしば現れる者 11 名、一度だけ臨機的に現れる者 5 名を確認する。E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.48\*-51\*.
- (15) E. Noichl (Bearb.),Codex Falkensteinensis, S.17\* ; W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.142. またジボトー4世の生没年について J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.16 に掲載されているノイブルク＝ファルケンシュタイン家系の系図 (Table 1) をも参照されたい。
- (16) E. Noichl (Bearb.),Codex Falkensteinensis, S.43\* ; W.Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.119. 行方不明のドイツ語写本について、H. Petz(Hrsg.), Codex Falkensteinensis も参照。
- (17) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.17\*.
- (18) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.17\* ; W.Rösener, Beobachtung-

- gen zur Grundherrschaft, S.119.
- (19) E. Noichl(Bearb.),Codex Falkensteinensis, S.11\*.
- (20) E. Noichl(Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.11\*f.
- (21) E. Noichl(Bearb.),Codex Falkensteinensis, S.12\*. フントはインゴルシュタット大学教授、法学者。
- (22) E.Noichl(Bearb.),Codex Falkensteinensis, S.13\*ff.; W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.119.
- (23) E. Noichl(Bearb.),Codex Falkensteinensis, S.17\* ; W.Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.119.
- (24) E. Noichl(Bearb.),Codex Falkensteinensis, S.13\* ; W.Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.119.
- (25) Johannes Turmair gen. Aventinus : Sämtliche Werke, hrsg. von der königlichen Akademie der Wissenschaften, 6 Bde., München 1880-1908 ; Wiguläus Hund, Bayerisch Stammenbuch, 2. Teile, Ingolstadt 1585/86 ; Wiguläus Hund : Metropolis Salisburgensis, Ingolstadt 1582 ; Wiguläus Hund : Metropolis Salisburgensis, hrsg. und bearb. von Christoph Gewold, Bd.3, München 1620.
- (26) W.Hund,Bayerisch Stammenbuch,Teil1, S.46 ; vgl. E. Noichl(Bearb.), Codex Falkensteinensis,Nr.82.
- (27) W. Hund,Bayerisch Stammenbuch, Teil 1,47 ; vgl. E. Noichl (Bearb.),Codex Falkensteinensis,Nr.2.
- (28) W. Hund, Metropolis Salisburgensis, Teil 3, hrsg. und bearb. von Christoph Gewold,1620, S.496-504.
- (29) Monumenta Boica, Bd.7, S.433-503.
- (30) H. Petz, H. Grauert und J. Mayerhofer (Hrsg.), Drei bayerische Traditionsbücher aus dem XII.Jahrhundert : Festschrift zum 700 jährigen Jubiläum der Wittelsbacher Thronbesteigung,1880.
- (31) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.19\*.

- (32) H. G. Gengler, Ein Blick auf das Rechtsleben Bayerns unter Herzog Otto I. von Wittelsbach [um 1117-1183], 1880.
- (33) M. A. Becker(Hrsg.), Hernstein in Niederösterreich, II-2, S.424 -437.
- (34) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis. Die Rechtsaufzeichnungen der Grafen von Falkenstein (= Quellen und Erläuterungen zur bayerischen Geschichte, hrsg. von der Kommission für Landesgeschichte bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Neue Folge/Band XXIX), 1978.
- (35) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.7\*-8\* の内容目次を参照。
- (36) 例えば、E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.4, 5, 24, 28, 155a, 160, 163 usw.
- (37) 上述 30-32 頁。
- (38) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.36\*f. ; W.Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.119
- (39) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.1.
- (40) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.2.
- (41) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.3, 113.
- (42) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.5-102.
- (43) E.Noichl(Bearb.),Codex Falkensteinensis, Nr.110-130, 132-154ab, 155-160, 163-166, 168-178.
- (44) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.106.
- (45) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.107.
- (46) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.108.
- (47) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.167.
- (48) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.109.
- (49) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.184.
- (50) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.105.
- (51) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.182.

- (52) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.4.
- (53) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.161,162.
- (54) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.179,180.
- (55) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.104.
- (56) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.183.
- (57) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.185.
- (58) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.181.
- (59) E. Noichl (Bearb.),Codex Falkensteinensis, S.30\* ; W. Rösener, Codex Falkensteinensis ,S.48.
- (60) W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.121 ; Ders.,Codex Falkensteinensis,S.45.
- (61) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.30\* ; W. Rösener, Codex Falkensteinensis,S.45f.
- (62) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.5-26.
- (63) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.29-43.
- (64) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.44-79.
- (65) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.80-102.
- (66) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.63\* ; W. Rösener,Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.126.

### III. ファルケンシュタイン伯の系譜

(1) ヴァイアルン＝ノイブルク家系とファルケンシュタイン＝ヘルンシュタイン家系

第 I 節で述べたごとく、ジボトー4世はノイブルク＝ファルケンシュタインの姓を名乗ることがあったことが示すように、ノイブルクとファルケンシュタイン両家系の継承者であった。これを先ず確認しておきたい。さらに、一方でノイブルク家系はノイブルク城塞の他にヴァイアルン城塞を所有したために、ヴァイアルン＝ノイブルク家系とも呼ばれ、他方でファルケンシュタイン家系はファルケンシュタイン城塞の他にヘルンシュタイン城塞を所有したために、ファルケンシュタイン＝ヘルンシュタイン家系とも呼ばれることがある（後述）。次に、系譜に関する考察の出発点として、『CF 証書集』に記述されているジボトー4世の父方と母方の祖先についての簡潔な記述を見てみたい。

「Comitis Sigbotonis pater dicebatur Rodolfus, avus eius Herrandus, attavus eius Patto; eiusdem comitis mater dicebatur Gerdrut, avus eius Sigboto, attavus eius Gerolt ; filii comitis Sigbotonis dicebantur Chono et Sigboto, mater eorum Hiltegardis. 伯ジボトー [4世] の父親はルードルフ Rudolf、同人の祖父はヘラント Herrand、同人の曾祖父はパットー Patto という名前であった。また同伯の母親はゲルトルート Gertrud、同人の祖父はジボトー、同人の曾祖父はゲーロルト Gerold という名前であった。伯ジボトー [4世] の息子たちはクーノ Kuno とジボトー [5世]、息子たちの母親はヒルデガルト Hidegard という名前であった」<sup>(1)</sup>。

これを整理すれば、以下の系図になる。

母系（ノイブルク家系） Gerold — Siboto — Gertrud — Siboto IV.

父系（ファルケンシュタイン家系） Patto — Herrand — Rudolf — Siboto IV.

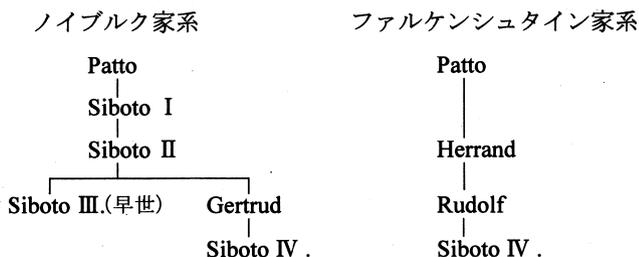
したがって、ジボトー4世は、明らかに、ファルケンシュタイン家系の父親

ルードルフとノイブルク家系の母親ゲルトルートの中に生まれた息子である。

しかし、E・ノイヒルによれば、この系図は、従来の研究によって、ジボトー4世の両親と祖父母についてだけ正しいと認められ、曾祖父に関する記載は信頼できないことが証明されているという<sup>(2)</sup>。その理由としてE・ノイヒルは以下の事情を挙げている。つまり、ジボトー4世の母方の曾祖父はゲーロルトではなく、やはりジボトー（1世）という名の人物であり、またその息子ジボトー（2世）と同様にテガーンゼーTegernsee 修道院のフォークトだったからである。他方で、E・ノイヒルによれば、『CF 証書集』において父方の曾祖父とされるパットーは、『テガーンゼー修道院譲渡証書』„Tegernseer Traditionen“の1003-1011年の証書に現れる„fiscalis advocatus Patto“〔レーエンの保持者フォークト・パットー〕<sup>(3)</sup>、及びパットー・フォン・ディルヒングDilchingと同定される<sup>(4)</sup>。したがって、従来の研究において、テガーンゼー修道院のフォークト・パットーはジボトー4世の曾祖父として、母方の祖先の系列ヴァイアルン＝ノイブルク家系に組み入れられた。その理由として、E・ノイヒルは、ジボトー4世の祖父ジボトー（2世）が1133年にヴァイアルン修道院を建立する際に、この修道院にディルヒングの農場を付与した事情を挙げている<sup>(5)</sup>。系譜に関する『CF 証書集』の上記の記述にもかかわらず、パットーをヴァイアルン＝ノイブルクとファルケンシュタイン＝ヘルンシュタイン両家系の共通の始祖と見なす見解は、すでにE・ノイヒルよりも以前に、18世紀末期にヴァイアルン修道院長代理ルーペルト・ジークルRupert Siglの著作『ノイブルクとファルケンシュタインの伯の系譜』„Genealogia comitum de Neuburg et Falkenstein“に記されており<sup>(6)</sup>、その後例えば、G・ウムラウフ<sup>(7)</sup>、F・アンドレラング<sup>(8)</sup>等によって主張され、E・ノイヒルの後にはJ・B・フリード<sup>(9)</sup>によっても主張されている。しかしなお、E・ノイヒルは、「レーエンの保持者フォークト・パットー」を記す上記の1003-1011年の証書のごとく、「11世紀の史料にしばしば見られる出身呼称の欠如は、確実な証明を許さないために、テガーンゼー修道院のフォークト・パットー・フォン・ディルヒングに依

拠するこの矛盾解決の試みは仮説であり続けざるをえない」と結論している<sup>(10)</sup>。W・レーゼナーもまたパットーを共通の始祖とする見解は「証明されていない仮説であり続ける」と述べて慎重な姿勢を取り、それ以上の論及を避けている<sup>(11)</sup>。

なお、J・B・フリードは、パットーは両家系の共通の始祖であるのにジボトー4世が『CF 証書集』にこれを意図的に記述しなかった理由を、彼の両親ルードルフとゲルトルートの結婚が又いとこの近親婚であり、明らかな教会法への違反であったために、これを隠す必要があったことに求めている<sup>(12)</sup>。いづれにしても、パットーは両家系の共通の始祖であるかどうかは依然として未解決の問題である。我々は現時点では、フォークト・パットーを両家系の共通の始祖であるという仮説の下で、議論を進めていかざるをえない。なお、ジボトー(2世)には、早世した息子ジボトー(3世)があった。したがって、差当り、両家系の系譜関係は次のようになる。



ジボトー4世は、自身が提示するこの系譜において、父方の先祖と母方の先祖を同等に強調しているのに対して、自分の母親ゲルトルートを例外として、傍系の親族、女系の親族、自身の娘のすべてを無視していることを指摘しておきたい。この系譜を見る限り、祖先に関するジボトー4世の知識は極めて限られているが、しかし彼は系譜の中で提示したことよりも多くのことを知っていたことは確実である<sup>(13)</sup>。なぜなら彼は『CF 証書集』の別の箇所、ファルケンシュタイン家系の世襲財産(ハントゲマール)に関する記述において、上記

とは別の祖先の情報を与えているためである<sup>(14)</sup>。

ここで、もう一点考慮すべきことがある。すなわち、E・ノイヒルはフォークト・パッターをヘラント・フォン・ファルケンシュタインの父親とするには、パッターとヘラントの間の世代間隔が大きすぎると考えるのである<sup>(15)</sup>。E・ノイヒルは、もしヘラントが1040年代に最後に現れるパッターの息子だったとしたならば、ヘラントは1120年頃に初めて現れる息子のルードルフの誕生時点ではば65歳であったと推測し、かくしてこの大きな年齢差の不自然さを解消するために、もう一人のパッターと上述のゲーロルトの二人をフォークト・パッターとヘラントの間に挿入する。換言すれば、E・ノイヒルはパッターとゲーロルトの二人をフォークト・パッターの息子、またそのいずれかをヘラントの父親と想定するのである。このE・ノイヒルによるファルケンシュタイン伯の系譜の再構成に対して、J・B・フリードは正しいのだろうかと疑問を呈する<sup>(16)</sup>。その理由をフリードは三点挙げている。第一に、父親と息子の間の長期の世代間隔は、少なくとも系譜がより容易に再構成できる12世紀と13世紀において、貴族とミニステリアーレンの双方において、通常のことであったこと、第二に、息子ルードルフはヘラントが帰還しないで終わった1101年の十字軍遠征よりも前に生まれたか、少なくとも懐妊されていたこと、第三に、ヘラントとその息子たちは1099年3月にラテラノ宮殿に居たことが判明していることである。特にこの第二と第三の理由は、ヘラントがたとえ高齢に達していたとはいえ息子ルードルフが誕生していたことを物語る。したがって、E・ノイヒルのごとくフォークト・パッターとヘラントの間にもう一世代の存在を想定する必要はないものと結論してよいことになる。

そこで次に、ジボトー4世が無視した傍系の親族と女系の親族をも取り入れた形で、ジボトー4世に至るまでの主な系譜を示すことにしたい。始祖パッター（1003/11年と1034/41年テガンゼー修道院のフォークト）には息子ジボトー1世とヘラント1世があり、このジボトー1世の系統がノイブルク家系またはヴァイアルン＝ノイブルク家系、ヘラント1世の系統がファルケンシュ

タイン家系である<sup>(17)</sup>。以下では、この両家系を区別して説明することにした  
い。

先ずノイブルク家系では、ジボトー1世(1067/68年テガンゼー修道院の  
フォークト)には息子ジボトー2世(1113/21年テガンゼー修道院のフォーク  
ト、1136年死亡)と娘フリデルン Friderun があり、ジボトー2世は1133年  
ヴァイアルン修道院の建立者となった(後述)<sup>(18)</sup>。なおジボトー1世とジボ  
トー2世のいずれかが1080/85年頃に初めて「ヴァイアルンの伯 Comes Sigibo-  
to de Wiara」として現れた<sup>(19)</sup>。そのために、ノイブルク家系はヴァイアルン＝  
ノイブルク家系とも呼ばれるのである。ジボトー2世には奥方アーデルハイト  
Adelheid との間に息子ジボトー3世と娘ゲルトルートがあり<sup>(20)</sup>、さらに非自由  
人身分の女性との間に非同格出生の息子ベルトルト・フォン・メルモーゼン  
Berthold von Mörmoosen (生没年不詳) がいた<sup>(21)</sup>。アーデルハイトはズルツ  
バッハ伯ベレンガール Berengar von Sulzbach の姉妹である<sup>(22)</sup>。ジボトー3世は  
1133年までに死亡し、他方でベルトルトはミニステリアーレ身分であった<sup>(23)</sup>。  
そのために娘ゲルトルートが単独でノイブルク家系の女性相続人となり、上述  
のように、ファルケンシュタイン家系の相続人ルードルフと結婚し、この結婚  
から生まれたジボトー4世にノイブルク家系の遺産をもたらず結果となった。

上述したヴァイアルン修道院の建立に関して、ジボトー2世が1133年に自  
身と妻アーデルハイトの魂のために、またその子どもたち、つまりジボトー3  
世とゲルトルートの魂の救いのために、本拠地ヴァイアルン城塞のなかに修道  
院を建立することを計画し、この目的のために、ジボトー2世は挙示した自身  
の一部の所領と共に、ヴァイアルン城塞をザルツブルク大司教コンラートに寄  
進した<sup>(24)</sup>。その際に、大司教はザルツブルク教会に対するジボトーの友好的  
な態度に報いて、ジボトー2世の娘婿ルードルフ・フォン・ファルケンシュタ  
インに、ヴァイアルン修道院に対する世襲フォークタイを譲与した。それ以  
後、ノイブルク城塞——この城塞はマングファル川流域に位置し、ヴァイア  
ルンから下流数マイルの地点に位置する——が、ヴァイアルン城塞に代わっ

てヴァイアルン＝ノイブルク家系の支配権の中心となった<sup>(25)</sup>。ノイブルク城塞が中心となる以前の時期について、ヴァイアルン城塞とその所領から構成される支配権がどうであったかという問題の考察は別稿に委ねられる。系譜関係との関連で、ヴァイアルン修道院の建立に関する証書において、以下の記述が注目される。

「Hanc traditionem tali conditione consulentibus viris prudentibus feci, ut si quis episcoporum in alium usum quam nos ordinavimus, retorquere presumpserit, proximus nostre consanguinitati super altare sancti Rodberti unum Bizancium exsolvat et ipsam canonicam cum eius utensilibus in proprium ius redigat. 余は賢明な人々の助言を受けたときに、この寄進を次のような条件で行った。すなわち、もし司教のうち誰であれ我々が定めたことと異なる利用へと敢えて変更したならば、我々の血族に最も近い者が聖ルーペルトの祭壇の上にビザンツ金貨を1枚支払い、かつ同共住聖職者教会並びにその付属物を私有の権利に戻すものとする」<sup>(26)</sup>。

この記述の趣旨は、もしコンラートの後のザルツブルク大司教の誰かが敢えてヴァイアルン修道院を伯ジボトー2世が意図したのと違った目的のために利用したならば、伯の「血族に最も近い者」が、この修道院とその付属財産を取戻す権利をもつ、ということである。ここで、伯ジボトー2世の血族に近い者とは、娘ゲルトルート<sup>(27)</sup>の夫、つまり義理の息子ルードルフ、及びこの夫妻の子孫を意味していると解釈せざるをえない。J・B・フリードはこの点について、伯の「血族のなかに明らかにルードルフが含まれた」と述べ、ここからルードルフとゲルトルートは「血統によっても婚姻によっても親戚であった」、換言すればルードルフのファルケンシュタイン＝ヘルンシュタイン家系とゲルトルートのヴァイアルン＝ノイブルク家系は共通の始祖パッターから分岐した同族であったと結論する<sup>(27)</sup>。しかし、上記の証書の記述は「血族に最も近い者」と語るに止まり、「血族に含まれる者」とは述べていない。つま

り、ジボトー2世はルードルフを自身の「血族」とは語っていないのである。したがって、我々は両家系が同族であるか否かという上述した問題について、J・B・フリードと異なり同族であると断定することはできない。

次に、ファルケンシュタイン家系に関して、ヘラント1世は1101年ヴェルフェン家のバイエルン大公ヴェルフ4世 Welf IV. とザルツブルク大司教ティエモ Thiemo に指導された十字軍に参加したが、その他多くの参加者と同様に、帰還した形跡がない。そのため、ヘラント1世はこの時に死亡したものと見なされている<sup>(28)</sup>。ファルケンシュタイン家系が所有する2つの城塞の一つヘルンシュタイン *Hernstein* [「ヘラントの城塞」の意] は、その名前が示すように、11世紀後半にヘラント1世によって建設された城塞である<sup>(29)</sup>。ヘルンシュタイン城塞の建設者をF・アンドレラングは「ヘラント自身か子孫」<sup>(30)</sup>、W・レーゼナーは「ヘラント自身ないしその子」<sup>(31)</sup>と考える。しかし、この城塞は「ヘラントの城塞」の名前をもつこと、またすでに1100年頃に史料に現れること<sup>(32)</sup>、しかもM・A・ベッカーはこの年代をさらに数十年遡らせることが可能と述べていることは<sup>(33)</sup>、1101年に死亡したと推定されるヘラント1世を建設者であるとする見解を強く支持するものである。

ヘラント1世には、しばしば言及したルードルフ(1099-1133年に登場)のほか、二人の息子レギノルト *Reginold* (1099-1130年に登場)とヴォルフカー *Wolfker* (1099-1158年に登場、ヘレンキームゼー修道院のフォークト)、また娘のアーデルハイト *Adelheid* があつた<sup>(34)</sup>。三人の息子のうち、ファルケンシュタイン家系の相続人となりジボトー4世の父親となったルードルフが最も重要な人物である。ルードルフは遅くとも1125年までにヴァイアルン＝ノイブルク家系の女性相続人ゲルトルートと結婚し、この結婚から1126年にジボトー4世が誕生した<sup>(35)</sup>。ルードルフはゲルトルートとの結婚を通じてヴァイアルン家系の「伯 comes」の称号を獲得すると同時に<sup>(36)</sup>、1136年ゲルトルートの父親ジボトー2世・フォン・ヴァイアルンの死後、ヴァイアルン＝ノイブルク家系の全遺産をゲルトルートとともに継承することになった<sup>(37)</sup>。こ

れにより、ヴァイアルン＝ノイブルク家系の膨大な支配権的諸権利と所領は最終的にファルケンシュタイン家に移行した<sup>(38)</sup>。ジボトー4世の父親ルードルフ・フォン・ファルケンシュタインはヴァイアルン伯の女性相続人ゲルトルートとの結婚によって、両家系の膨大な所領を統合し、かくしてファルケンシュタイン伯はキームゼー湖とテガンゼー湖の間の地域で最も強力な貴族家系へと台頭した<sup>(39)</sup>。二つの主要城塞ヴァイアルンとノイブルクを具えたヴァイアルン伯の財産は、主にマングファル川の上流に位置した<sup>(40)</sup>。さらに、それに、ハルトマンズベルク城塞の周囲の西部キームガウ *Chiemgau* の大規模な所領がヴァイアルン伯に帰属していた<sup>(41)</sup>。またヴァイアルン伯の権勢的地位は有力なテガンゼー修道院に対するフォークタイの暫時の保有を通じて少なからず強化された<sup>(42)</sup>。これに対して、ファルケンシュタイン伯は、その本拠城塞ファルケンシュタインの周囲に集中するインタル *Inntal* 下流の広大なグルントヘルシャフトと裁判支配権とを保持した<sup>(43)</sup>。ファルケンシュタイン伯は12世紀初期に、それ以外の支配権的諸権利を近隣のキームガウに保持した。ここにこの家系はヘレンキームゼー修道院に対するフォークタイとザルツブルク大司教の所領に対するフォークタイを行使した<sup>(44)</sup>。

## (2) ジボトー4世とそれ以後の世代

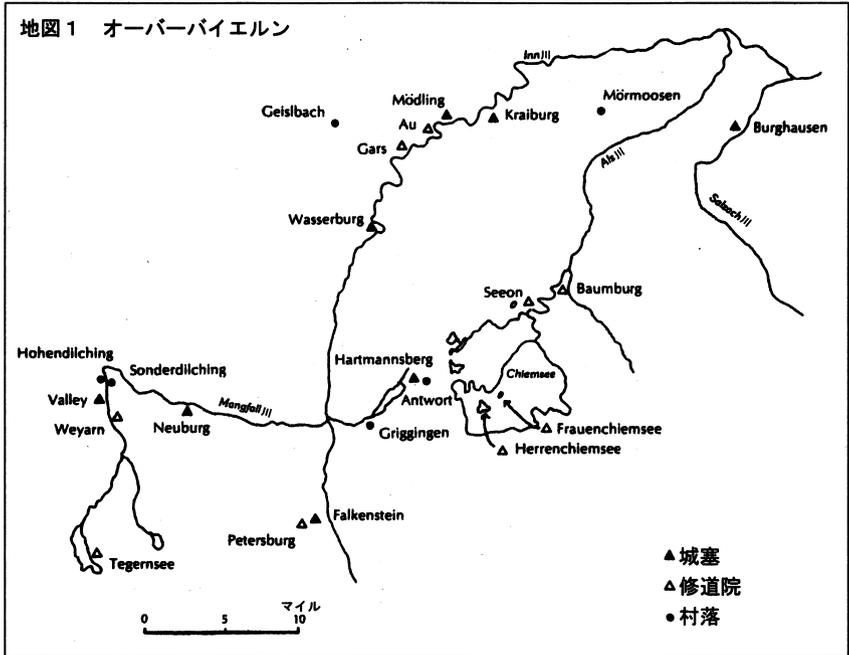
ルードルフとゲルトルート夫妻の間には、ジボトー4世(1126-1200年)の他に、ヘラント2世(1155年死亡)の二人の息子がおり、ジボトー4世の奥方はヒルデガルト・フォン・メードリング *Hildegard von Mödling* (1196年死亡)<sup>(45)</sup>、ヘラント2世の奥方はゾーフィア・フォン・フォーブルク *Sophia von Vohburg* (1176年死亡)である<sup>(46)</sup>。まず、ジボトー4世の系統に関して、ジボトー4世とヒルデガルト夫妻の間には三人の息子、ジボトー5世(1231年までに死亡)、双子の兄弟クーノ5世とクーノ6世、その他二人の娘がいた<sup>(47)</sup>。この双子の兄弟はそれぞれ1205年と1196年までに相続人を遺さずに死亡した。ジボトー5世の奥方はアーデルハイト・フォン・ヴァライ *Adelheid von Valley*

であり、この夫妻の間には二人の息子ジボトー6世（1244年に死亡）とコンラート（1257/58-1260年死亡）、娘のアーデルハイトがあった<sup>(48)</sup>。ジボトー6世とコンラートの兄弟はノイブルク＝ファルケンシュタイン家系の最後の男系の代表者であり、この兄弟をもってこの家系の男系は断絶した<sup>(49)</sup>。彼らの生前に、この家系は急速なまた完全な没落の状態に立ち至ったのである。娘のアーデルハイトは初婚でオーストリアの自由人貴族ベルトルト・フォン・ポッテンシュタイン Berthold von Pottenstein と結婚した後、オーストリアのミニステリアーレ、ハインリッヒ・フォン・キューンリング Heinrich von Kuening と再婚した<sup>(50)</sup>。この再婚が原因となって、アーデルハイトは自由人貴族の父祖が伝承してきた遺産のすべてを放棄するとともに<sup>(51)</sup>、アーデルハイトの子孫の身分はミニステリアーレ身分に降下した<sup>(52)</sup>。アーデルハイトとハインリッヒ夫妻の間には、娘オイフェーミア Euphemia・フォン・キューンリングがあった<sup>(53)</sup>。オイフェーミアはオーストリア大公の別のミニステリアーレ、ルードルフ・フォン・ポッテンドルフ Rudolf von Pottendorf と結婚した<sup>(54)</sup>。オイフェーミアの叔父、つまり上記のコンラートは1245年バイエルンとオーストリアにあるファルケンシュタイン伯の全財産をフライジング司教に売却したが<sup>(55)</sup>、オイフェーミアはコンラートの死亡後ヘルンシュタイン城塞を篡奪し、また裁判官の判決に反して、成功裏に引渡しを拒絶した<sup>(56)</sup>。この時から、ヘルンシュタインは1380年にオーストリア大公に売却されるまで、長期に亙りポッテンドルフ家の手に掌握された<sup>(57)</sup>。

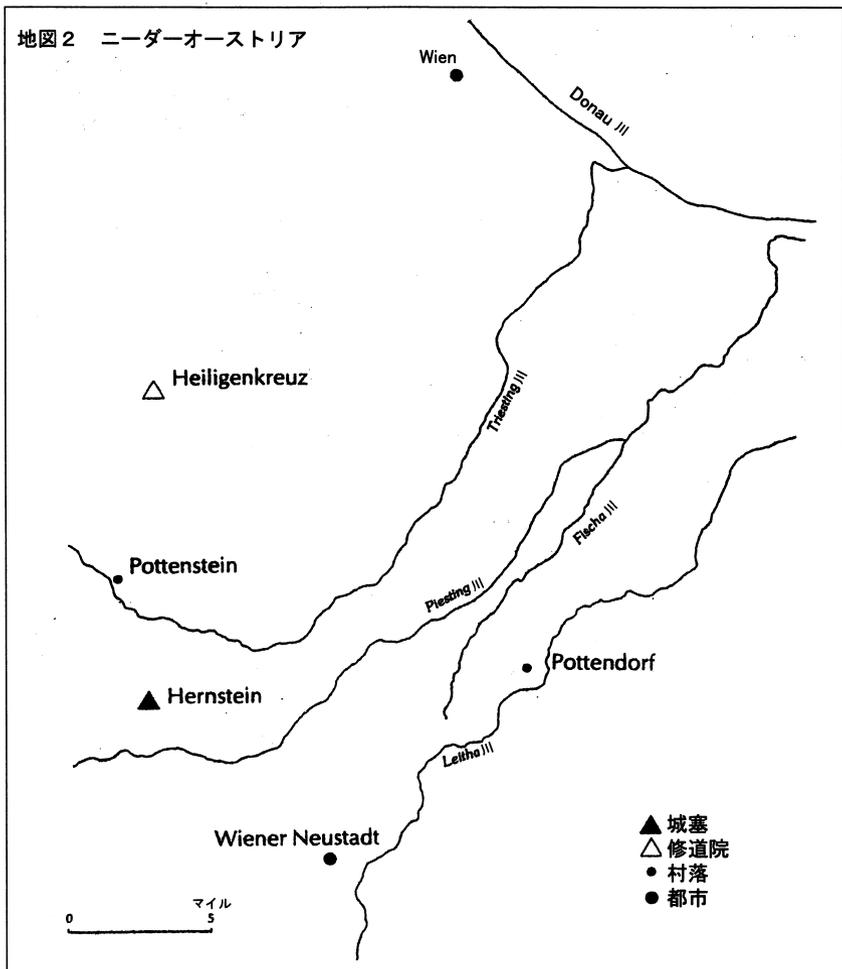
次に、ジボトー4世の弟、ヘラント2世の系統に関して。ヘラント2世が1155年頃に死亡した時、寡婦ゾーフィアとの間に、ジボトー・フォン・アントヴォルト Antwort、ヘラント3世 Herrand III、ユーディット Judith の3人の小さな子どもが遺された<sup>(58)</sup>。ジボトー・フォン・アントヴォルトは1170年頃、ヘラント3世は1176年頃にそれぞれ嗣子を遺さずに死亡した<sup>(59)</sup>。娘のユーディットは初婚でレーゲンスブルク司教のミニステリアーレ、ニツォー・フォン・ライテンブーフ Nizo von Raitenbuch と結婚し、息子コンラートと娘

(名前不詳)を儲けている<sup>(60)</sup>。またユーディットはアルベロー4世・フォン・ボックスベルク **Albero IV .von Bocksberg** と再婚し、息子アルベロー・ヴォルフ5世 **Albero Wolf V .**を儲けている<sup>(61)</sup>。

次に、ジボトー4世の叔父、つまりジボトー4世の父親ルードルフの兄弟の系統に関して。上述のレギノルトは嗣子を遺していない。同じく上述したヴォルフカーはオットー **Otto** とラザリウス **Lazarius** の二人の庶子を儲けている<sup>(62)</sup>。この二人の息子はミニステリアーレンとなっているので、その母親は貴族女性ではなかった<sup>(63)</sup>。レギノルトとヴォルフカーの姉妹アーデルハイトはポートー・フォン・ポッテンシュタイン **Poto von Pottenstein** と結婚し、二人の息子ルードルフとヘラント、娘クニグンデ **Kunigunde** を儲けた<sup>(64)</sup>。クニグンデはアドモント **Admont** 修道院の修道女となった。



J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.25 を基に作成



J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.24 を基に作成

- (1) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.181a.
- (2) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.73\*.
- (3) P. Acht, Die Traditionen des Klosters Tegernsee1003-1242,1952, Nr. 1a.
- (4) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.73\* f.
- (5) E. Noichl (Bearb.),Codex Falkensteinensis, S.74\*. ヴァイアールン修道院の建立が 1133 年であったことについて、J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.19-20 ; W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft,S.124f. ; Ders., Codex Falkensteinensis, S.41 ; Georg Dehio, Handbuch der Deutschen Kunstdenkmäler : Bayern IV : München und Oberbayern, 2006, S.1385 を参照。
- (6) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.75\*.
- (7) G. Umlauf, Grund und Boden im Codex Falkensteinensis, S.2.
- (8) F. Andrelang, Landgericht Aibling, S.166.
- (9) J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.28.
- (10) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.76\*.
- (11) W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.124.
- (12) J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.28ff., 35. 1215 年まで、教会法上、パレンテール式計算方法 Parentelenordnung (カノン法式=ゲルマン式) による 7 親等までの血族間の婚姻が禁止されたことについて、H. Mitteis, Deutsches Privatrecht, ein Studienbuch, neubearb. von H. Lieberich, 3. durchgesehene und ergänzte Aufl., 1959, S.47, 51 [ハインリッヒ・ミッターイス著、世良晃志郎・広中俊雄共訳『ドイツ私法概説』、1961 年、110 頁以下、120 頁以下] ; H. E. Feine, Kirchliche Rechtsgeschichte, 5., durchgesehene Aufl., 1972, S.432、ハンス・ヴェルナー・グッツ著、轡田収・川口洋・山口春樹・桑原ヒサ子訳『中世の日常生活』、1989 年、55 頁、エーディット・エンネン著、阿部謹也・泉真樹子共訳『西洋中世の女たち』、1992 年、167 頁を参照。パレンテール式計算方法によれば、パットーが両家系の共通の始祖であるとす

と、両家系の親等は2親等であり、ルードルフとゲルトルトの結婚は明らかに婚姻障害に該当する。

- (13) J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.35.
- (14) E. Noichl (Bearb.), *Codex Falkensteinensis*, Nr.3. この箇所、ジボトー4世は、自身の家系はガイスルバッハ Geislbach にある世襲財産（ハントゲマール）をハウンスベルク Haunsberg 家及びブルックベルク Bruckberg 家と一緒に所有すると語っている。
- (15) E. Noichl (Bearb.), *Codex Falkensteinensis*, S.75\*.
- (16) J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.23\* - 27\*.
- (17) パットーに関して、J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S14 f. を参照。
- (18) J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.14f.,19f.
- (19) Th. Bitterauf (Hrsg.), *Die Traditionen des Hochstifts Freising*, Bd.2 (926-1283), 1909, Nr. 1648e. F. Andrelang, *Landgericht Aibling*, S.167 ; W. Rösener, *Beobachtungen zur Grundherrschaft*, S.124 も参照。
- (20) 奥方アーデルハイトに関して F. Andrelang, *Landgericht Aibling*, S.61 ; J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.20 を参照。
- (21) J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.20 f.
- (22) F. Andrelang, *Landgericht Aibling*, S.61 ; J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.20.
- (23) J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.20 f.
- (24) F. Andrelang(Bearb.), *Landgericht Aibling*, S.61 ; J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S. 14 ; W. Rösener, *Codex Falkensteinensis*, S.41.
- (25) J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.21. ヴァイアルン修道院及びノイブルク = ファルケンシュタイン家系が所有する4つの城塞などの位置について、本節の末尾の地図を参照されたい。
- (26) *Salzburger Urkundenbuch*, Bd. II, Nr.158.
- (27) J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.14.

- (28) J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.26.
- (29) M. A. Becker(Hrsg.), *Hernstein in Niederösterreich*, II-2, S.26 ; J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.22.
- (30) F. Andrelang, *Landgericht Aibling*, S.169.
- (31) W. Rösener, *Beobachtungen zur Grundherrschaft*, S.125.
- (32) P. Acht, *Die Traditionen des Klosters Tegernsee*, Nr.136 (1092-1113 年) : 証人の一人として Chono de Herrantisperch [クーノ・フォン・ヘルンシュタイン] .
- (33) M.A. Becker(Hrsg.), *Hernstein in Niederösterreich*, II-2, S. 26.
- (34) J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.16 (Table 1. *The Counts of Weyarn-Falkenstein*), S.27.
- (35) F. Andrelang, *Landgericht Aibling*, S.61 ; E. Noichl (Bearb.), *Codex Falkensteinensis*, S.76\* ; J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.29 ; W. Rösener, *Codex Falkensteinensis*, S.43.
- (36) P. Acht, *Die Traditionen des Klosters Tegernsee*, Nr.165 (1121 年 3 月 -1126 年) : comes Rodolfus [伯ルードルフ]. J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.29 も参照。
- (37) F. Andrelang, *Landgericht Aibling*, S.168 ; W. Rösener, *Beobachtungen zur Grundherrschaft*, S.125.
- (38) W. Rösener, *Beobachtungen zur Grundherrschaft*, S.125.
- (39) F. Andrelang, *Landgericht Aibling*, S.169 ; W. Rösener, *Beobachtungen zur Grundherrschaft*, S.123.
- (40) F. Andrelang, *Landgericht Aibling*, S.61 ; W. Rösener, *Beobachtungen zur Grundherrschaft*, S.123f.
- (41) W. Rösener, *Beobachtungen zur Grundherrschaft*, S.124.
- (42) F. Andrelang, *Landgericht Aibling*, S.166 ; W. Rösener, *Beobachtungen zur Grundherrschaft*, S.124.

- (43) F. Andrelang, Landgericht Aibling, S.61 ; W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.124.
- (44) F. Andrelang, Landgericht Aibling, S.175 ; J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.11 ; W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.124f.,128 ; Ders.,Codex Falkensteinensis,S.41.
- (45) J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.45 ; W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft,S.142 ; Ders., Codex Falkensteinensis, S.35.
- (46) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.60\* ; J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.16 (Table 1. The Counts of Weyarn-Falkenstein).
- (47) J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.45, 58.
- (48) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis,S.80\* ; J. B. Freed, The Counts of Falkenstein,S.58
- (49) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis,S.79\* ; J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.58 ff. ; W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft,S.142.
- (50) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis,S.80\* und Anhang I Vorbemerkung zu Nr.5 ; J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.61.
- (51) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Anhang I Vorbemerkung zu Nr.5(S.168) ; J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.61.
- (52) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.80\* ; W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft,S.142.
- (53) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.82\* ; J. B. Freed, The Counts of Falkenstein,S.61.
- (54) J. B. Freed, The Counts of Falkenstein,S.61 ; W.Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft,S.144.
- (55) M. Spindler, Die Anfänge des bayerischen Landesfürstentums, S.35.
- (56) E. Noichl (Bearb.),Codex Falkensteinensis, S.82\*. 裁判官の判決に関して、M. A. Becker(Hrsg.), Hernstein in Niederösterreich,II- 2, Beilagen II, S.437 ff. を

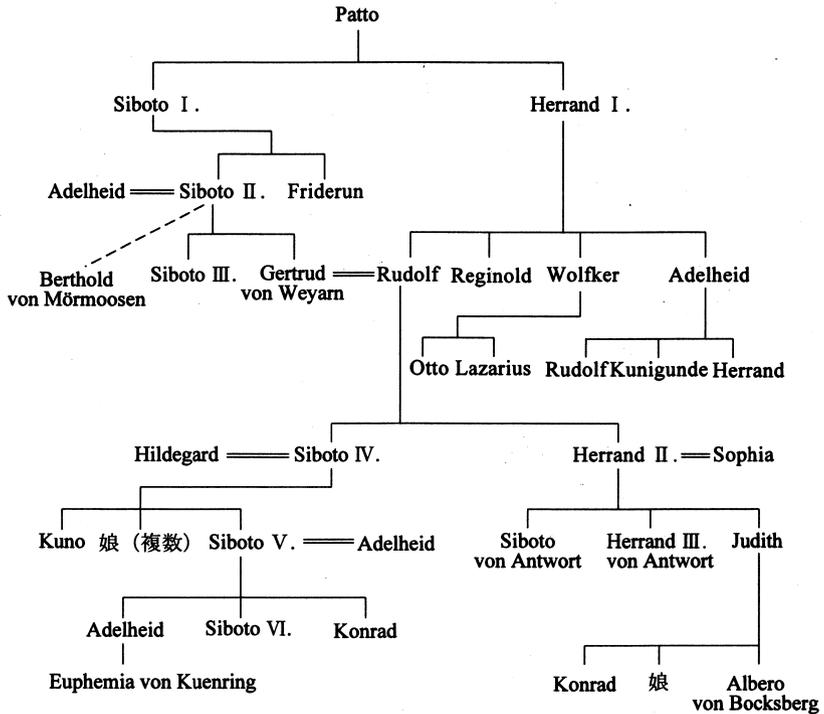
参照。

- (57) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.82\* ; J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.61 ; W. Rösener, Beobachtungen zur Grundherrschaft, S.144.
- (58) J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.46.
- (59) J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.17 (Table 1. The Counts of Weyarn-Falkenstein).
- (60) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.151 (Regest und Vorbemerkung), Nr.157 (Regest und Vorbemerkung) ; J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.48.
- (61) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.171 (Regest und Vorbemerkung) ; J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.48.
- (62) J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.16 (Table 1. The Counts of Weyarn-Falkenstein).
- (63) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.2 (Vorbemerkung) ; J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S.65.
- (64) J. B. Freed, The Counts of Falkenstein, S. 16 (Table 1. The Counts of Weyarn-Falkenstein), S.49,51.

## IV. むすび

最後に、これまでの考察により明らかになった事柄を整理し、併せてノイブルク＝ファルケンシュタイン家系の没落に言及して、この小稿を終えることにしたい。先ずファルケンシュタイン証書集に関して、これは中世盛期の世俗グルトヘルシャフトの歴史と財産の唯一現在にまで伝承された重要な史料であり、特に経済史を始めとする歴史学の諸分野において考察の対象とされてきた。その作成の機縁を与えたのはノイブルク＝ファルケンシュタイン家系のジボトー4世、成立年代は1166年夏であり、成立の場所はジボトー4世自身がそのフォクトを務めたオーバーバイエルンのヘレンキームゼー修道院であった。この証書集はその後1196年頃まで書き続けられた。この最初のラテン語写本『CF証書集』は1190年代の後半期にドイツ語に翻訳され、それ以後ラテン語写本はドイツ語写本に取って代わられた。今度はこのドイツ語写本が1231年まで書き続けられていった。ところが、その後ドイツ語写本は17世紀末期に忽然と姿を消し現在もなお行方不明になっており、現在まで伝承されているのは、ラテン語写本のみである。『CF証書集』の内容は、多様かつ多面的であり、家系と家族の記録集の性格をもつ。特に全体のほぼ3分の1と最大の分量を占める徴税台帳の部分が、ファルケンシュタイン伯の4つの自由所有城塞、つまりノイブルク、ファルケンシュタイン、ハルトマンズベルク、ヘルンシュタインを基準として編成・記述されており、このことは、城塞支配権の観点から見て死活的に重要な点として特筆されなければならない。

系譜に関して、前節で明らかになったヴァイアルン＝ノイブルク家系とファルケンシュタイン＝ヘルンシュタイン家系双方の系譜を図示すれば、次のようになる。



上述したように、ジボトー4世自身が提示した系譜は、自身の両親、祖父、曾祖父のみであった<sup>(1)</sup>。このジボトーによる系譜を、ここに示した系図と対比するならば、明らかにジボトーによる系譜に省略があることが分かる。この関連で、J・B・フリードはヴァイアルン＝ノイブルク家系とファルケンシュタイン＝ヘルンシュタイン家系が始祖パットーから分かれた同族であることを前提とし、「ジボトー4世の両親——彼らは又いとこであるが——の結婚は、教会法への明らかな違反であった。彼らと教皇党との密接な結びつきにもかかわらず、ヴァイアルン家系とファルケンシュタイン家系はこのデリケートな問題についての教会の教えを完全に無視した」と述べて<sup>(2)</sup>、ジボトー4世による省略の理由を、両親の婚姻が教会法上の婚姻障害に該当することを隠したこと

に求めている<sup>(3)</sup>。この見解は魅力的だが、パットーが両家系の共通の始祖であるとすると前提が成立して初めて認められる仮説だと言わざるをえない。

両家系の身分に関して、上述のようにヴァイアルン＝ノイブルク家系のジボトー1世とジボトー2世のいずれかが1080/85年頃に「ヴァイアルンの伯」として現れた<sup>(4)</sup>。これに対して、ファルケンシュタイン＝ヘルンシュタイン家系はルードルフに至ってヴァイアルン＝ノイブルク家系のゲルトルートとの婚姻を通じて初めて伯の称号を名乗り、身分的上昇を成し遂げるに至った。ルードルフ以前に、その父親も兄弟もかつて伯として確認されたことがなく、またルードルフ自身でさえこの称号を名乗ったのは、時折のことにすぎない。したがって、ヴァイアルン＝ノイブルク家系はファルケンシュタイン＝ヘルンシュタイン家系よりも上位のより良い身分をもつ家系であった。同時に、これも上述したように、ルードルフはヴァイアルン＝ノイブルク家系の女性相続人ゲルトルートとの結婚によって両家系の膨大な所領を統合し、かくしてファルケンシュタイン＝ヘルンシュタイン家系は権勢の面でも12世紀中葉以後オーバーバイエルン領域で最も強力な貴族家系の一つへと台頭していった<sup>(5)</sup>。父親ルードルフからこの権勢と所領、さらに伯の称号をも継承した相続人ジボトー4世が作成させた『CF証書集』は、ファルケンシュタイン＝ヘルンシュタイン家系の絶頂に到達した権勢と富裕を極めて具体的に証言するものなのである<sup>(6)</sup>。ただし、この家系は13世紀中葉にさしかかる頃に、当時のバイエルンの大部分の豪族と共通の運命を辿り、大公たるヴィッテルスバッハ家の粘り強い領国政策の犠牲となった。

最後に、ファルケンシュタイン家系の没落について簡単に述べておきたい。ジボトー4世の孫にしてジボトー5世の二人の息子、ジボトー6世とコンラートがこの家系の最後の男系であるが、この兄弟をもって家系の男系が断絶したことはすでに述べた通りである<sup>(7)</sup>。ジボトー6世とコンラートは、一方で父親ジボトー5世のバイエルン大公に対する友好的な政策を放棄し、他方ではバイエルン大公と敵対するアンデクス＝メラニエン Andechs-Meranien 大公と同

盟するに及んだ<sup>(8)</sup>。この態度の転換によってジボトー6世はバイエルン大公から敵視され、1245年2月1日よりも前のある時点でバイエルン大公とアンデクス＝メラニーエン大公の戦闘の折に殺害された<sup>(9)</sup>。他方の残った弟コンラートは1260年10月30日までに死亡した<sup>(10)</sup>。またファルケンシュタイン家系の全支配権と所領は、結局のところコンラート死亡の直前頃以後に、バイエルン大公によって没収された<sup>(11)</sup>。こうしてファルケンシュタイン家系の男系が断絶すると同時に、その支配権と所領もまた解体する事態に帰着した。

(1) 上述 49-51 頁。

(2) J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.28.

(3) J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.14,35.

(4) 上述 53 頁。

(5) 上述 56 頁。

(6) E. Noichl (Bearb.), *Codex Falkensteinensis*, S.82\*.

(7) 上述 56 頁以下。

(8) E. Noichl (Bearb.), *Codex Falkensteinensis*, S.80\* ; J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.58,62 ; W. Rösener, *Beobachtungen zur Grundherrschaft*, S.143.

(9) E. Noichl (Bearb.), *Codex Falkensteinensis*, S.80\* ; J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.59.

(10) E. Noichl (Bearb.), *Codex Falkensteinensis*, S.81\* ; J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.60 ; W. Rösener, *Beobachtungen zur Grundherrschaft*, S.144.

(11) F. Andrelang (Bearb.), *Landgericht Aibling*, S.180 ; E. Noichl (Bearb.), *Codex Falkensteinensis*, S.81\* ; J. B. Freed, *The Counts of Falkenstein*, S.60 ; W. Rösener, *Beobachtungen zur Grundherrschaft*, S.144.

[本稿は平成 24-25 年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 (C) による研究成果の一部である。関係各位に謝意を表したい。]